事業主の皆さまへ

別添

※このお知らせは、令和４年度厚生労働省予算案に基づくものです。

中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）は令和4年3月31日をもって廃止を予定しています

【中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）とは】

この助成金は、生涯現役として働き続けられる社会の実現を目指し、中高年齢者（40歳以上）の方の起業を支援するもので、従業員の雇入れに関する「雇用創出措置助成分」に加え、生産性を向上させた場合に別途支給される「生産性向上助成分」があります。

この助成金は、令和4年3月31日で廃止の予定です。

新たに本助成金の活用をお考えの場合、**令和4年3月31日まで**に**「雇用創出措置に係る計画書」**を**管轄の都道府県労働局の助成金窓口に提出**する必要があります。

		4月以降の支給申請
雇用創出措置に係る計画書を提出済みの事業主		○
新たに本助成金の利用をお考えの事業主	雇用創出措置に係る計画書提出日が**令和4年3月31日まで**の場合	○
	雇用創出措置に係る計画書提出日が**令和4年4月1日以降**の場合	×

○既に雇用創出措置に係る計画書を提出済みの事業主や、令和4年3月31日までに当該計画書を提出された事業主は、以下の助成を申請できます。

雇用創出措置分：労働者の募集・採用・教育訓練の実施に要した費用の一部を助成
生産性向上分　：生産性が一定以上向上（※）した場合に「雇用創出措置分」の助成額の1/4の額を助成。

※「雇用創出措置に係る計画書」を提出した日の属する会計年度とその3年度経過後の会計年度の生産性を比較し、その伸び率が６％以上である場合

注意点

○雇用創出措置に係る計画書を郵送で提出する場合は、令和4年3月31日必着となります。

中途採用等支援助成金について

以下のワードで検索するか、右のＱＲコードからアクセスください。

中途採用等支援助成金
（生涯現役起業支援コース）

検索

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040201企02